

閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和7年第4回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
4 8	藤井寺市事務分掌条例の一部改正について	1
4 9	藤井寺市行政手続条例の一部改正について	3
5 0	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	6
5 1	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9
5 2	南部大阪都市計画津堂・小山地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	1 1
5 3	藤井寺市立ふじみ緑地駐車場条例の廃止について	1 7
5 4	藤井寺市下水道条例の一部改正について	1 9
5 5	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について	2 1
5 6	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	2 3
5 7	藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	2 5

このほかの提出議案

議案番号	5 8	令和 7 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 7 号）について
	5 9	令和 7 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 8 号）について
	6 0	令和 7 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
	6 1	令和 7 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
	6 2	令和 7 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
	6 3	令和 7 年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 48 号

藤井寺市事務分掌条例の一部改正について

藤井寺市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定により定めるものとされている市長の権限に属する組織等について、令和 8 年 4 月 1 日付けで実施する組織機構改革に伴い変更を行うため、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市事務分掌条例の一部を改正する条例

藤井寺市事務分掌条例（平成 27 年藤井寺市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条政策企画部の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 2 条総務部の項中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 組織機構に関すること。

第 2 条市民生活部の項第 7 号中「商工業」の次に「、農業」を加える。

第 2 条都市整備部の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 9 号

藤井寺市行政手続条例の一部改正について

藤井寺市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）による改正後の行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）において、聴聞の通知等に係る公示送達をデジタル化することとされたため、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市行政手続条例の一部を改正する条例

藤井寺市行政手続条例（平成 11 年藤井寺市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を藤井寺市役所前の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を藤井寺市公告式条例（昭和 34 年藤井寺市条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を初めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条前段中「第 15 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、同条中「「同項第 3 号及び第 4 号」」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」」に、「「同項第 3 号」」を「「第 28 条第 1 項第 3 号」」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に、「終結する時」を「終結するまで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 5 0 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 8 0 号）の施行に伴い、関係する条例において文言の整理その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第2項中「保育士（」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加え、「該当する者」を「該当するもの」に改める。

(藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 藤井寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士（」の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 藤井寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（令和 7 年藤井寺市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「保育士（」の次に「法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 1 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 1 2 条の規定による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）が改正され、市町村が行う乳幼児健康診査の内容が、家庭的保育事業者等が行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の実施を省略できることとされたことから、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年藤井寺市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第 18 条第 3 項中「母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）」を「母子保健法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

南部大阪都市計画津堂・小山地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の制定について

南部大阪都市計画津堂・小山地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、南部大阪都市計画津堂・小山地区地区計画の区域内において、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

南部大阪都市計画津堂・小山地区地区計画の区域内における建築物の 制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画津堂・小山地区地区計画（令和7年藤井寺市告示第135号。以下「津堂・小山地区地区計画」という。）の区域内において、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、津堂・小山地区地区計画の区域（以下「適用区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 別表の建築物の用途の制限の項に掲げる建築物は、建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、別表の建築物の敷地面積の最低限度の項に掲げる数値以上でなければならない。

2 前項の規定は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定による仮換地の指定又は同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、適用しない。

3 第1項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第1項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基

づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

4 第1項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地
(建築物の壁面の位置の制限)

第6条 敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、別表の建築物の壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。ただし、別表の建築物の用途の制限の項に掲げる住環境整備エリアにおいて、令第135条の22に該当するものについては、この限りでない。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が適用区域に存するときは、その敷地の全部について第4条及び第5条の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第8条 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第9項まで及び法第

53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第4条又は第6条の規定の適用を受けない建築物の部分について、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条又は第6条の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物又は建築物の部分について、増築する場合においては、当該増築をする部分以外の部分に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条の規定は適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第9条 市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内で、第4条から第6条までの規定は適用しない。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第5条及び第6条の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

(4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人

又は人の業務に関して、前２項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第１項の罰金刑を科する。

（委任）

第１１条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第４条―第６条関係）

制限の種類	地区	制限の内容
建築物の用途 の制限	事業活用エ リア	建築してはならない建築物 (1) 住宅、共同住宅、兼用住宅、寄宿舍又は下宿 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (4) 自動車教習所
	住環境整備 エリア	建築してはならない建築物 (1) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第１３０条の６の２に規定する運動施設 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積の合計が１５平方メートルを超えるもの
建築物の敷地面積の最低限度	事業活用エ リア	１，０００平方メートル
建築物の壁面の位置の制限	事業活用エ リア	５メートル以上

	住環境整備 エリア	1メートル以上
--	--------------	---------

議案第 53 号

藤井寺市立ふじみ緑地駐車場条例の廃止について

藤井寺市立ふじみ緑地駐車場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

ふじみ緑地の有効活用に係る整備事業において、施設整備を行う民間事業者及び敷地利用について決定したことから、藤井寺市立ふじみ緑地駐車場を廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立ふじみ緑地駐車場条例を廃止する条例

藤井寺市立ふじみ緑地駐車場条例（令和元年藤井寺市条例第 24 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 5 4 号

藤井寺市下水道条例の一部改正について

藤井寺市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

標準下水道条例について（昭和 3 4 年 1 1 月 1 8 日付け厚生省衛発第 1 1 0 8 号・建設省計発第 4 4 1 号）が改正され、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者による排水設備等に関する工事の実施が可能とされたことから、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市下水道条例の一部を改正する条例

藤井寺市下水道条例（平成 14 年藤井寺市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について

藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

藤井寺市立大和川河川敷西運動広場について、利用者数の減少等により十分に活用されていない状況であることから、これを廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民運動広場条例（昭和 5 6 年藤井寺市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

藤井寺市立大和川河川敷運動広場 船橋河川敷野球場 船橋河川敷テニスコート	藤井寺市船橋町 9 番地の 1 先
藤井寺市立大和川河川敷西運動広場 小山河川敷運動広場 小山河川敷テニスコート	藤井寺市小山 7 丁目 1 0 1 3 番地先

」

を

「

藤井寺市立大和川河川敷運動広場 船橋河川敷野球場 船橋河川敷テニスコート	藤井寺市船橋町 9 番地の 1 先
--	-------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 56 号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）が改正され、国会議員の選挙における選挙公営限度額が引き上げられたことから、本条例においても同様の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 57 号

藤井寺市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

田 中 孝 和

提案理由

令和 7 年 12 月 31 日任期満了によるものである。

住所

田 中 孝 和

略 歴

同 31年 4月 藤井寺市景観審議会委員（現在に至る）
令和 3年 4月 藤ヶ丘3・4丁目地区区長（現在に至る）
同 5年 1月 藤井寺市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る）

